

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則
を公布する。

平成18年10月19日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第63号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する
規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正
する。

第1条第15項中「上下水道局総務部地域水道課」の右に「又は農業委員会事務局」
を加え、「及び京北農業委員会事務局に属する職員」を削る。

第2条第6項第1号中「第1項第1号」を「第4項第1号」に改め、同条第11項第
1号中「児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法」を「障害者自立支援法」
に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月20日から施行する。

(総務局人事部人事課)